

平成29年11月13日

## 元保険医療機関の指定の取消相当について

平成29年11月6日に開催された近畿地方社会保険医療協議会において、「元保険医療機関の指定の取消相当」についての建議がありました。

これを受け、近畿厚生局長は次のとおり対応しましたので、お知らせします。

### 1 元保険医療機関の指定の取消相当の取扱い

#### (1) 指定の取消相当となる元保険医療機関

名称	新八日市歯科
所在地	滋賀県東近江市中野町 992 番地 1
開設者	品川 昭藏 (しながわ しょうぞう) (58歳)
取消相当年月日	平成29年11月13日

※ 当該保険医療機関は平成26年11月30日付で廃止していることから、指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定の取消処分と同等の取扱いをするものです。

### 2 監査を行うに至った経緯

- (1) 平成25年4月26日、匿名の者から近畿厚生局滋賀事務所(以下「滋賀事務所」という。)に対し、自費の冠を装着し、患者から費用を徴収しているにもかかわらず、保険適用の冠を装着したのものとして、保険請求している旨の情報提供があった。
- (2) 平成25年8月1日、個別指導を実施したところ、直近3年分の歯科技工納品書の持参を指示していたにもかかわらず、直近1年分しか持参がなく、情報内容の疑義が確認できなかったことから、個別指導を中断し、残りの2年分の歯科技工納品書の提出を指示した。
- (3) 平成25年8月12日、当該医療機関から滋賀事務所に対し、歯科技工納品書の提出があり、その内容を確認したところ、平成24年4月以降に使用できるようになった全部金属冠の略称である「FMC」及び硬質レジンジャケット冠の略称である「HJC」が、平成24年3月以前の歯科技工納品書に記載されていたことから、歯科技工納品書を書き換えていることが疑われた。
- (4) 平成25年10月3日、個別指導を再開し、平成24年3月以前の歯科技工指示書を確認したところ、歯科技工納品書と同様に、「FMC」及び「HJC」の略称が歯科技工指示書にも記載されていたため、その理由を確認したところ、開設管理者である品川歯科医師から明確な回答がなかったため個別指導を中断した。

(5) 平成26年3月20日、個別指導を再開したところ、品川歯科医師は、実際には保険適用外の冠を装着しているにもかかわらず、保険適用の硬質レジンジャケット冠を装着したものとして、診療報酬を請求していることを認めたことから個別指導を中止し、平成26年3月20日から平成28年12月6日まで計27日間の監査を実施した。

### **3 指定の取消相当の主な理由**

監査において判明した指定の取消相当の理由となる主な事実は、以下のとおり。

- (1) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (2) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)
- (3) 自費診療として患者から費用を徴収しているにもかかわらず、同診療を保険診療したものとして、診療報酬を不正に請求していた。(二重請求)
- (4) 実際に行った保険適用外である診療を保険適用である診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)
- (5) 請求することができない診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

### **4 不正・不当請求金額**

監査において判明した不正・不当請求金額は、監査で使用した平成22年6月分から平成26年4月分までのレセプトのうち以下のとおり

・ 不正請求金額	35名分	85件	740,890円
・ 不当請求金額	39名分	137件	517,180円

なお、監査において判明した分以外についても、不正・不当請求のあったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。

### **5 再指定等**

原則として、指定の取消相当の日から5年間は、保険医療機関の再指定は行わない。

(参考) 取消処分の根拠条文

- 保険医療機関の指定の取消  
健康保険法第80条第1号、第2号、第3号及び第6号